

さいたま都市計画事業 東浦和第二土地区画整理事業

みんなでまちづくり




第25号 2018年7月発行（平成30年度）

～主な内容～

- 東浦和まちづくり事務所長あいさつ
- 事務所からのお願い
- 事業計画について
- 平成29年度 事業報告
- 審議会開催報告
- 事業進捗状況図



(中尾2号線)

 **さいたま市 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所**

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1

TEL 048-873-4201・0053

FAX 048-873-3193

E-mail higashi-urawa-machidukuri@city.saitama.lg.jp



さいたま市 東浦和第二地区

検索 

● 東浦和まちづくり事務所長あいさつ

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃よりさいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回で第25号となりました「みんなでまちづくり」にて、当事業の昨年度の事業報告させていただきます。

今後とも皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成30年度 事務所組織図



4月に人事異動がありましたので紹介させていただきます。

橋本所長補佐、森係長、大橋主任が異動となり、新しく金城所長補佐、田口所長補佐、牧野技師が着任しました。

● 事務所からのお願い

下記に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。ご協力をお願いします。

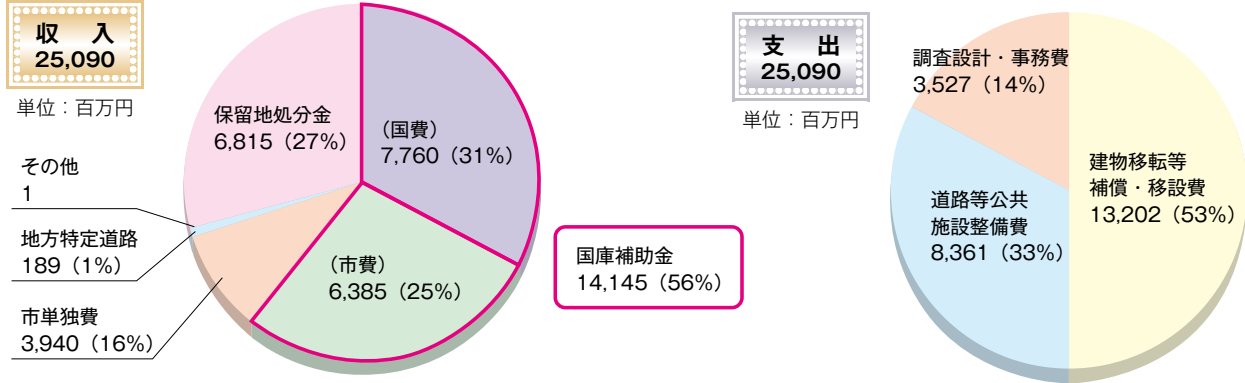
- | | | |
|-------------------------------------|---|----------------------------------|
| ○土地登記簿の住所・氏名を変更した
○土地の売買・贈与・相続した | ⇒ | 各種届出の提出が必要になります
(土地区画整理法85条) |
| ○土地を分筆したい | ⇒ | 従前地分筆の申請が必要になります
(土地区画整理法82条) |
| ○建物の新築・増改築したい
○ブロック塀や駐車場を設置したい | ⇒ | 土地区画整理法76条の申請が必要
になります |

● 事業計画について

○事業期間

平成10年度～平成42年度

○資金計画



● 平成29年度 事業報告

平成29年度は28戸の建物移転等のご協力をいただき、さらに道路築造工事を4本実施しました。これで事業当初からの移転済戸数は254戸となり、地区全体の移転予定建物564戸のうち約45.0%が移転となりました。そして、29年度末現在の総事業費に対する進捗率は、約46.3%です。



● 審議会開催報告

平成30年5月25日に第21回東浦和第二土地区画整理審議会が開催されました。12名の審議員が出席し、慎重な審議をいただきました。

● 事業進捗状況図

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業 事業進捗状況図

